平成２２年（フ）第１１４４号
大阪府河内長野市小山田町580番地の１　603号、申立時の住所大阪府河内長野市緑ケ丘中町３番８号
破産者　林　　恒徳
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９１４号
堺市中区深井中町995番地23
破産者　有村　清志
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９４９号
高知県室戸市吉良川町乙3091、住民票上の住所大阪府河内長野市向野町462番地の30
破産者　谷本　泰三
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
大阪府柏原市国分東条町28番３号
破産者　勝田　　力
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４５２号
堺市中区深井清水町1072番地11
破産者　梅谷喜美子
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
鳥取県東伯郡三朝町大字大谷605番地
破産者　田中　一志
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第２８号
愛媛県新居浜市中萩町15番９号
破産者　アーキファクトリーこと　北林　文雄
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第４０３８号
札幌市手稲区富丘１条３丁目５番20―107号
破産者　今村しおり
１　決定年月日　平成23年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７２号
横浜市瀬谷区二ツ橋町108番地４
破産者　高橋　一成
１　決定年月日　平成23年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５６号
横浜市港南区野庭町224番地６、開始決定時の住所横浜市港南区上永谷３丁目２番14号
ＪＪ上永谷202号室
破産者　小松としい
１　決定年月日　平成23年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３２号
富山市水橋開発793番地
破産者　松下　修哲
１　決定年月日　平成23年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４４号
愛知県一宮市起字用水添12番地、住民票上の住所福井市和田東１丁目1011番地　サン・ドミールＣ棟202号
破産者　水野　新治
１　決定年月日　平成23年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６５号
福井県今立郡池田町千代谷第７号１番地１
破産者　平鍋　丈二
１　決定年月日　平成23年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８９号
福井市光陽３丁目11番30号　大河ビル203号、開始決定時の住所福井市新田塚２丁目７―23
破産者　越石　　満
１　決定年月日　平成23年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８０号
岐阜県加茂郡坂祝町酒倉1442番地３
破産者　八田　弘一
１　決定年月日　平成23年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１６４号
静岡市駿河区丸子３丁目７番25号
破産者　木下　昭司
１　決定年月日　平成23年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７３号
香川県高松市木太町1402番地
破産者　溝上　保雄
１　決定年月日　平成23年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１６号
大分県中津市本耶馬渓町曽木2033番地４、申立時の住民票上の住所福岡県築上郡吉富町大字今吉60番地２
破産者　御座建築こと　御座　　光
１　決定年月日　平成23年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第２７２号
宮崎県東臼杵郡門川町加草２丁目85番地
破産者　園田　泰士
１　決定年月日　平成23年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部